誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領 新旧表 	
新	旧
(目的)	(目的)
第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の	第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の
担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求め	担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求めら
られている。このため、名古屋港管理組合では、建設産業の担い手確保に向	れている。このため、名古屋港管理組合では、建設産業の担い手確保に向け
けた労働環境改善の一環として、男女別快適トイレ等を設置する「誰もが働	た労働環境改善の一環として、男女別改善型トイレ等を設置する「誰もが働
きやすい現場環境整備工事」に取り組むこととする。	きやすい現場環境整備工事」に取り組むこととする。
(対象工事)	(対象工事)
第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、令和7年8月1日以降に入札の	第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、令和5年4月1日以降に入札の公
公告を行う設計金額が 150,000 千円以上の全ての工事を対象とする。ただ	告を行う設計金額が 150,000 千円以上の全ての工事を対象とする。ただ
し、現場事務所を設置しない工事及び公共建築工事積算基準を適用する工	し、現場事務所を設置しない工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事
事については除外する。	については除外する。
(取組内容)	(取組内容)
第3条 取組内容については、愛知県「誰もが働きやすい現場環境整備工	第3条 取組内容については、愛知県「誰もが働きやすい現場環境整備工事
事実施要領(令和6年4月1日施行)」(以下「愛知県実施要領」とい	実施要領(令和4年10月1日)施行)」(以下「愛知県実施要領」とい
う。) 第3条に準じて実施するものとする。なお、対象工事が港湾工事の	う。)第3条に準じて実施するものとする。なお、対象工事が港湾工事の場
場合、現場環境改善費に関わる取組内容については「積算基準及び歩掛表	合、現場環境改善費に関わる取組内容については「積算基準及び歩掛表(そ
(その3) (愛知県建設局)」の「現場環境改善費」を参考に実施するも	の3) (愛知県建設局)」の「現場環境改善費」を参考に実施するものとす
のとする。	る。
(積算方法等)	(積算方法等)
第5条 快適トイレに関する費用は、51,000 円/基・月とし、2基分(男	第5条 積算方法等については、愛知県実施要領第5条に準じて実施するも
女別で1基ずつ)を共通仮設費の営繕費に積上げ計上する。ただし、以下の	のとする。
(1)~(2)のいずれかまたは両方に該当する場合は、最終変更設計時にその	

費用を計上し、変更契約するものとする。	
(1) 実際に要した費用から 10,000 円 (従来品) /基・月を除した額が	
51,000 円/基・月より安い場合※	
※ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口に	
なっている場合に限り、実際に要した費用から1ハウスで10,000円/基・	
月を除した額が 102,000 円/基・月より安い場合	
(2) 愛知県実施要領第3条に基づき実際に快適トイレを設置した期間の	
月数が、当初計上された月数から増減があった場合	
(配慮すべき事項)	
第6条 配慮すべき事項については、愛知県実施要領第6条に準じて実施	
するものとする。	
(現地確認)	(現地確認)
第7条 現地確認については、愛知県実施要領第7条に準じて実施するも	第6条 現地確認については、愛知県実施要領第6条に準じて実施するもの
のとする。	とする。
(特記仕様書)	(特記仕様書)
第8条 特記仕様書については、「本工事は、誰もが働きやすい現場環境整	第7条 特記仕様書については、「本工事は、誰もが働きやすい現場環境整備
備工事実施要領に記載する「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工	工事実施要領に記載する「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事
事とする」と記載するものとする。	とする」と記載するものとする。
附則	
この要領は、令和7年8月1日から適用する。	
	1